

IV 目標の実現に向けた取組み

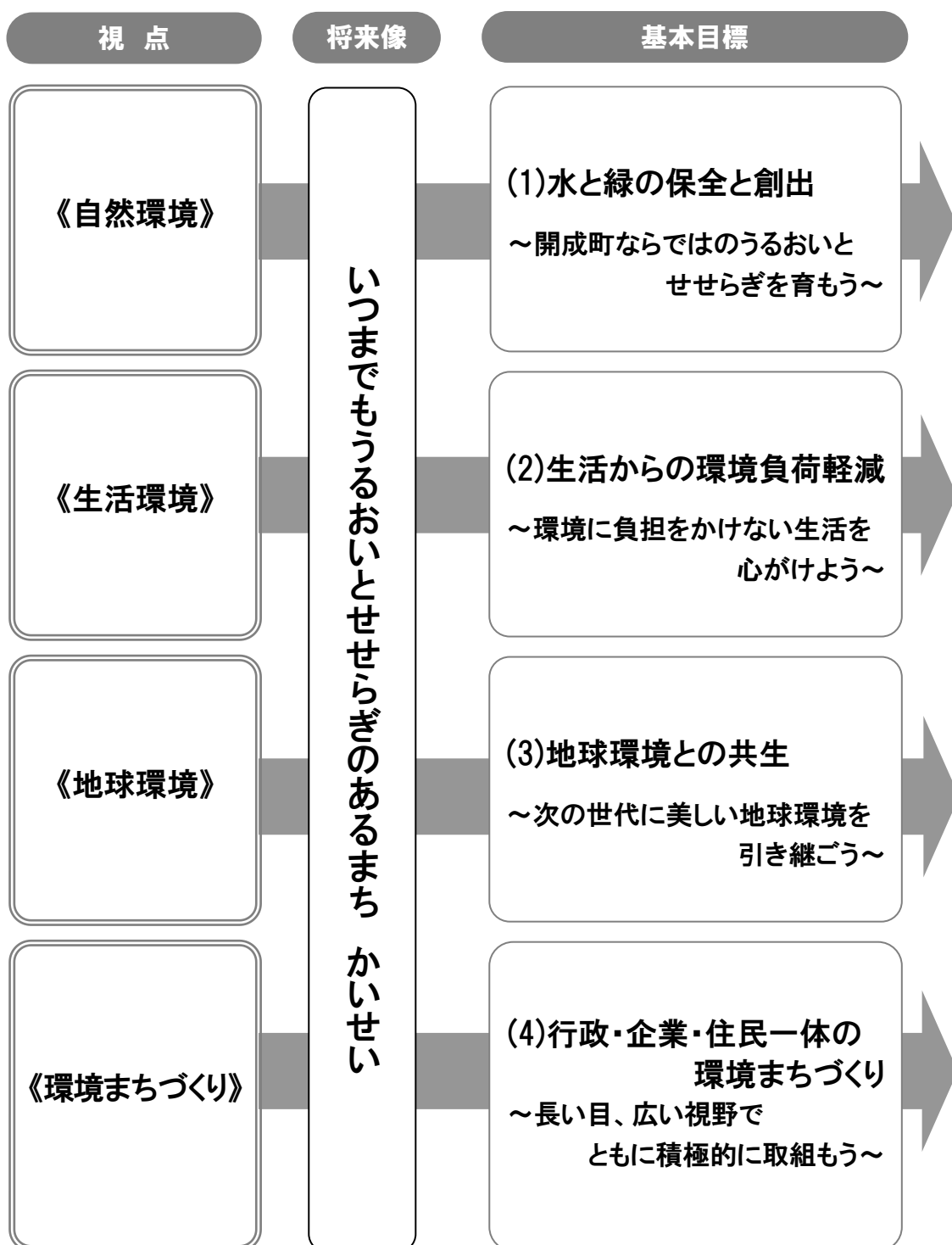
ここでは、前章に掲げた将来像や目標の実現に向け、取組みの方針や具体的な取組み内容、町民・事業者・町(行政)が一体となって優先的な取組みが必要な重点プランを示します。

1 取組みの体系

身近な生活環境からわが町特有の自然環境、さらには地球環境など、私たちを取り巻く環境問題は多種多様な広がりをもっており、これらの課題を解決するためには、多岐の分野にわたった施策が必要になります。

このため、本計画では、4つの基本目標の達成に向けて以下の体系に沿った取組みを進めていくとともに、早急に取組みを始める必要性の高いもの、このまま放っておくと町の将来に大きな影響を及ぼすものについては「重点プラン」として位置づけ、町をあげた取組みとしていきます。

図-16 取組みの体系



2 取組みの方針と主体別の取組み

4つの基本目標ごとに「取組みの方針」および方針ごとの具体的な町（行政）の取組み（施策）、さらには町民・事業者に望まれる取組み（環境配慮行動）を示します。

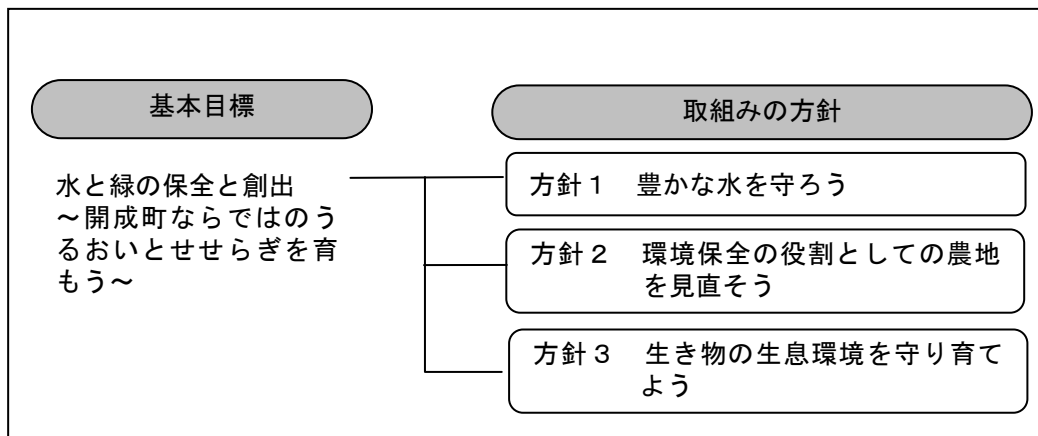
また、各方針に対して「達成状況を計る指標」とその「達成目標」を設定し、目標に対する進捗状況を数値的に評価できるようにしています。

(1)水と緑の保全と創出

開成町ならではのうるおいとせせらぎを育もう

水や緑の空間は、人々に安らぎと潤いを与えてくれます。本町においても、北部地域を中心とした農地や南北に張り巡らされた河川・水路など、豊かな水と緑が町の特徴となる自然景観を生み出しています。今後、ますます都市化が進む中で、これらの貴重な水や緑を守り育てながら、自然と共生し、融合したまちづくりを進めます。

図-17 「水と緑の保全と創出」基本目標と取組みの方針



□方針1：豊かな水を守ろう

《基本的考え方》

本町は、酒匂川をはじめ、仙了川、要定川が町の中を流れ、農業を中心として発展してきたことから、町中に水路が張り巡らされた豊かな水のまちです。しかし、生活から排出される雑排水や工場等からの排水などにより、水質の汚染が懸念されます。合併処理浄化槽への転換や公共下水道等の基盤整備を進めるとともに、各家庭への接続率を高めることで、私たちの生活や産業活動に無くてはならないこの貴重な水を守り、ともに共生していくことで、豊かな水のまちを目指します。

《達成目標》

○公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率を9%増やす。
(平成22年度 74% → 平成28年度 83%)

《行政の取組み》

- ・「限りある資源」との認識に立ち、水資源の有効利用と節水意識啓発に努めます。
- ・公共下水道への接続を促進し、普及率の向上と河川の水質汚濁の防止を図ります。
- ・公共下水道認可区域外の合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理を促進します。
- ・水路の整備及び水質の浄化を図ります。

《町民の取組み》

- ・家庭での節水に心がけます。
- ・洗剤や油で排水を汚さないようにします。
- ・公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換をします。

《事業者の取組み》

- ・再生水の利用など、水の循環利用を進めます。
- ・公共下水道への接続を行います。

□方針 2：環境保全の役割としての農地を見直そう

《基本的考え方》

農地は私たちの食糧を供給するだけでなく、遊水機能を持ち、また、平坦地で森林を有していない本町にあっては、貴重な緑地という役割も担っています。

平成 21 年に農地法が改正され、会社やNPO等の法人組織も農業に参入しやすくなりました。また、本町では北部地域を中心として、環境保全型農業やほたるの里づくりなど新たな農業振興策や農村環境整備を進めており、こうした施策により身近に自然環境と触れ合える緑地など、様々な機能を持つ農地を保全します。

《達成目標》

○北部農業振興地域の優良な農地を維持する。

(平成 22 年度 109ha → 平成 28 年度 109ha)

《行政の取組み》

- ・農作物の栽培や販売の核となる農業生産法人の組織化を促進し、定年後の就農など多様な人材の確保を図り、企業経営としての農業を進めます。
- ・都市住民との交流を目指した農村環境の整備を進めます。
- ・耕作放棄地の有効活用について、農地所有者とともに検討します。
- ・住民が身近に土に触れられるふれあい農園の整備・拡充を進めます。

《町民の取組み》

- ・地元の農産物を積極的に購入します。
- ・ふれあい農園などを利用し、農業への理解を深めます。

《事業者の取組み》

- ・農作業の実習会など農業への理解者増に努めます。
- ・環境に配慮した農産物の栽培方法を積極的に導入します。
- ・地元の農産物を取り入れ、積極的に販売します。

□方針3：生き物の生息環境を守り育てよう

《基本的考え方》

本町は河川や水路など水辺に恵まれていることもあり、かつては町中に多くのホタルが生息していました。その後、環境の変化によって生息地が激減したため、再びホタルの里をよみがえらせようという住民による保護活動が行われた結果、一部の地域で再び、ホタルが見られるようになってきました。豊かな水辺や緑は、様々な生き物の生息空間となっており、これらの生き物と共生できる環境づくりを進めます。

《達成目標》

- | |
|--|
| ○多自然型水路を2箇所以上とする。（平成22年度 1箇所 → 平成28年度 2箇所） |
| ○現在のホタル生息地を維持する。（平成22年度 4箇所 → 平成28年度 4箇所） |

《行政の取組み》

- ・自然に親しめる水辺環境の保全に努めます。
- ・特に市街化調整区域内における河川・水路の改修については、環境に優しい多自然型水路など、生態系に配慮した整備に努めます。
- ・公園や街路樹の緑など、ビオトープとなる連続したまとまりのある緑の確保に努めます。
- ・「ほたるの里づくり研究会」への助成を行うとともに、ホタルの餌であるカワニナの養殖・研究等に対する事業支援を図ります。
- ・バイオコードなど水質浄化策のPRを行います。

《町民の取組み》

- ・ホタルや魚など町の生き物について学習し、保護活動などに参加します。
- ・水路・河川を保全する里親制度に登録します。
- ・公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を行い、生活雑排水の水路への流入を抑制します。
- ・浄化槽の維持管理を徹底します。

《事業者の取組み》

- ・農業者は生き物が生息できる水田づくりに努めます。
- ・生態系に配慮した開発に努めます。
- ・減農薬による生産に努めます。

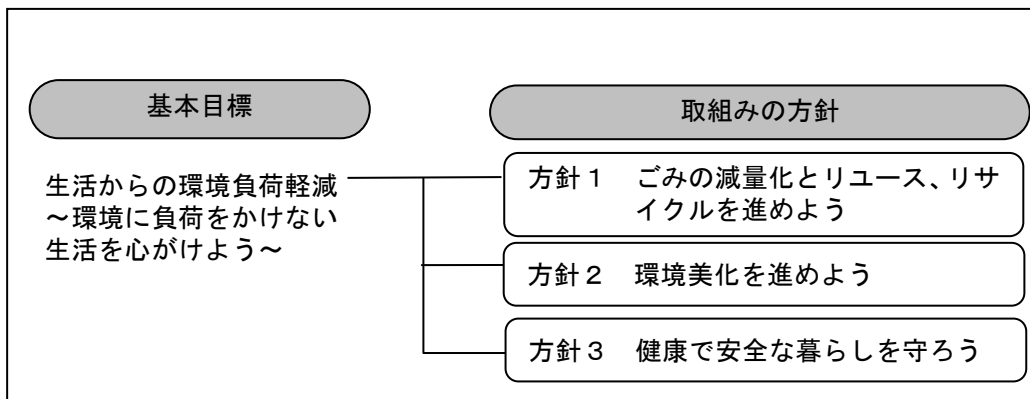
(2)生活からの環境負荷軽減

環境に負担をかけない生活を心がけよう

私たちの生活環境を脅かすものは、従来は工場等が主な原因の産業型公害が中心でしたが、今日では自動車の排ガスによる大気汚染、ごみの排出量やエネルギー消費量の増加といった、私たちの生活そのものが原因である都市・生活型公害へと変わってきています。

ここでは、まず私たちの生活を見つめ、暮らし方や事業活動など身近なところから環境への負荷を少なくする取組みを進めます。

図-18 「生活からの環境負荷軽減」基本目標と取組みの方針



□方針1：ごみの減量化とリユース、リサイクルを進めよう

《基本的考え方》

現在の私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄からの転換期にあり、循環型社会形成推進基本法¹⁾に基づき、この大量廃棄を見直し、できるだけごみを出さないことを心がけ、生ごみは堆肥化し、再生利用できる資源として有効に活用するという活動を進めてきました。

できるだけごみを分別して再利用、再生利用できるものは資源として有効に活用し、資源循環型社会を目指します。

《達成目標》

- 家庭系ごみ住民1人、1日あたりのごみの排出量を5%削減する。
(平成22年度 737g → 平成28年度 700g)
 - ごみの資源化率を40%にする。(平成22年度 32% → 平成28年度 40%)
 - 生ごみの堆肥化を中心として、家庭から排出される燃えるごみの量を15%削減する。
(平成22年度 2,918トﾝ → 平成28年度 2,480トﾝ)
- ※開成町全世帯(約5,800世帯)の1/2が生ごみの堆肥化に協力した場合、420g/世帯・日×365日×2,900世帯≒445トﾝ

《行政の取組み》

- ・ごみの減量と資源化を推進するため、広報などにより町民の自発的な減量化、リユース、リサイクル意識と分別収集の強化を進めます。
- ・電動式生ごみ処理機購入制度の減量効果を検証するとともに、出た処理生ごみの収集を実施します。
- ・家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進します。
- ・家庭から排出される不用品の再利用を進めます。
- ・開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促します。
- ・幼稚園・小学校・中学校における給食の生ごみを分別・収集し、堆肥化を継続します。
- ・各団体が実施する資源集団回収を奨励します。
- ・ごみの出し方・分別のルールを徹底します。

《町民の取組み》

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・生ごみの分別に協力します。
- ・リサイクル活動に積極的に参加します。
- ・過剰包装を断り、買い物袋を持参します。
- ・ごみの出し方・分別のルールを守ります。

《事業者の取組み》

- ・事業系ごみの排出抑制に努めます。
- ・販売での分別回収など資源の有効利用に取組みます。
- ・ごみを適正に分別し、リユース、リサイクルなど資源化に努めます。
- ・事業系生ごみの堆肥化を推進します。

¹⁾ 循環型社会形成推進基本法：環境基本法の理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

□方針 2：環境美化を進めよう

《基本的考え方》

道路や河川・水路でのごみのポイ捨て、ごみの不法投棄による悪臭や水質汚染は、私たちの身近な環境問題です。きれいなまちづくり条例の理念に基づき、町、町民、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりを進めます。

《達成目標》

○美化活動（かいせいクリーンデーなど）への参加者数を 10%アップする。
(平成 22 年度 7,739 人 → 平成 28 年度 8,500 人)

《行政の取組み》

- ・町民と事業者・行政が一体となった美化活動を実施し、地域の美化活動に対する支援の充実を図ります。
- ・広報や自治会の回覧板に加え、町のホームページなど複数の媒体を利用し、「かいせいクリーンデー」の参加を広く促します。
- ・不法投棄などを防止する啓発、パトロールを強化します。
- ・犬・猫などのペットの適正な飼育と飼い主のモラル向上を図ります。
- ・道路・河川・公園等の草刈を定期的に行い、美しい公共空間の維持に努めます。

《町民の取組み》

- ・道路や水路へのごみのポイ捨てをなくします。
- ・「かいせいクリーンデー」などの美化活動に積極的に参加し、環境美化への認識を高めます。
- ・犬・猫などのペットが他人に危害を与えたり、迷惑をかけないように適正に管理します。
- ・定期的に草刈を行うなど、自己管理地を美しく維持します。

《事業者の取組み》

- ・地域の美化活動に積極的に参加します。
- ・不法投棄されないよう、自己所有地の管理を行います。
- ・事業所内の美化を推進します。

□方針3：健康で安全な暮らしを守ろう

《基本的考え方》

自動車・工場等の騒音、排煙などの問題に加え、近年は環境ホルモン・病害虫の増加、様々なウイルス（鳥インフルエンザ、ノロウイルス）の発生、食の問題による現代病の増加、放射能汚染の問題など、知らず知らずのうちにわたしたちの人体に悪影響を及ぼす問題が多く取り上げられるようになりました。

これらは暮らしの中の身近な問題であるとともに、次世代にも大きな影響を与えます。このため、正しい知識の普及や対応を進めます。

《達成目標》

- 騒音等による苦情件数を50%以上減らす。（平成22年度 5件 → 平成28年度 2件）
- 町の食生活改善推進委員養成講座の受講者を年間3人以上増やす。
（平成22年度 41人 → 平成28年度 56人）

《行政の取組み》

- ・健康で安全な食生活の指導をすすめます。
- ・感染症に関する情報を住民にすばやく提供します。
- ・放射能汚染が危惧される時は、迅速に測定、公表します。
- ・屋外燃焼行為禁止の正しい情報提供を行うとともに、開成グリーンリサイクルセンターの利用を促します。
- ・工場・事業所などから公害の発生を未然に防ぐため、県・町環境保全推進連絡会¹⁾と協力して自主管理体制の充実を促します。
- ・河川の水質の浄化に努めます。
- ・公園や街路樹等の病害虫（毛虫等）のパトロールや駆除を行います。

《町民の取組み》

- ・有害物質を発生する合成繊維・樹脂・ゴム・ビニール等を燃やさないようにします。
- ・健康で安全な食生活を心がけます。
- ・家庭生活や車、バイク等から出る騒音に配慮します。
- ・屋外燃焼行為をしないようにします。（例外規定内の行為は除く）

《事業者の取組み》

- ・安全で安心な農作物の生産を心がけます。
- ・事業所内から発生する騒音に配慮します。
- ・公害防止のため、自主管理体制を徹底します。
- ・農業者は野外燃焼行為を行う場合、近隣に配慮します。

- * 県条例により屋外燃焼行為は禁止されていますが、一部、次のような例外行為があります。
 - ・ 農業従事者が自己の農作業に伴い行う燃焼行為
 - ・ たき火など、日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの
 - ・ 屋外レジャーにおいて通常行われる焼却で軽微なもの
 - ・ 地域的慣習による催しや宗教上の儀式行為に必要な焼却
 - ・ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

¹⁾ 町環境保全推進連絡会：町に所在する事業所の環境保全担当者の知識高揚と快適な生活環境保全のため、環境に関する研究や資料収集、各種活動を行う組織。

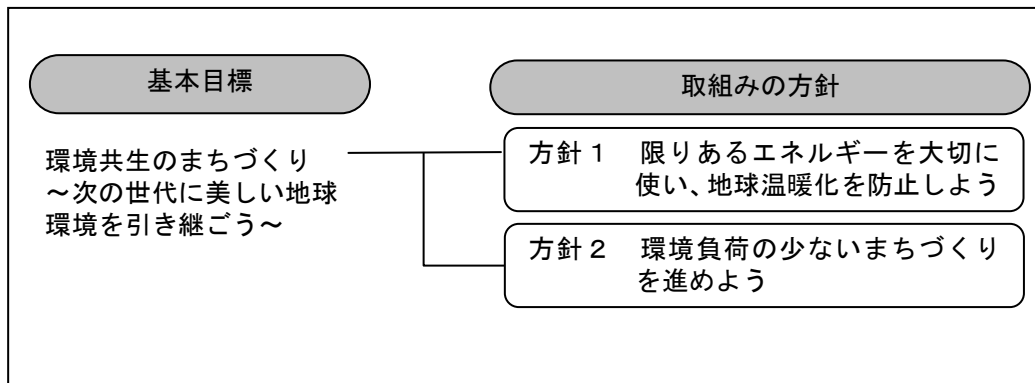
(3)地球環境との共生

次の世代に美しい地球環境を引き継ごう

自動車利用の増加や家庭での電気使用量の増加など、私たちの生活が便利になる一方で、知らず知らずのうちに地球環境に過大な負荷を与えています。東日本大震災による電力不足は、私たち一人一人のライフスタイルに課題を投げかけられており、私たちの子や孫の世代に今日のマイナスのつけを回さないよう、今、本気になって私たちの日々の生活を今一度見直す必要があります。

ここでは、まず私たちの生活を見つめ、日々の暮らし方や事業活動など身近な取組みを積み上げることによって、地球環境への負荷軽減に貢献していきます。

図-19 「地球環境との共生」基本目標と取組みの方針



□方針1：限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう

《基本的考え方》

私たちの暮らしのなかでは、電気・ガス、ガソリンといったエネルギーが多く使われていますが、これらのエネルギーには限りがあるとともに、地球温暖化を引き起こす原因となります。このようなエネルギーをつくる、あるいは燃焼する際に発生する二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することが必要です。

また、福島第一原発の事故の影響による電力不足対応の「節電」の経験を活かし、生活のあらゆる場所で省エネルギーに努めるとともに、太陽光など再生可能エネルギーの利用を促進していきます。

《達成目標》

- 町（行政）施設の排出する温室効果ガスを3%削減する。
(平成22年度 1,100t・CO₂ → 平成28年度 1,070t・CO₂)
- チャレンジ25キャンペーンやその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者数を増やす。
(平成22年度 4事業所 → 平成28年度 10事業所)
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数を毎年10件以上行う。(延べ件数)
(平成22年度 20件 → 平成28年度 80件)
- 省エネ家計簿の実践やサイクルモニター、マイバッグの実践など「CO₂排出削減活動」の町民実践者を増やす。
(平成22年度 — → 平成28年度 10%※)
※町民アンケートサンプル数に対する実践者の割合

《行政の取組み》

- ・町の「地球温暖化防止実行計画」の進捗・成果を評価し、施策に反映して進めます。
- ・自転車のまちづくりの実現に向けて、次の施策を推進します。
 - ①商工団体との連携によるレンタサイクルの実証実験を通じ、町内におけるレンタサイクルの定着化に向けた検討を進めます。
 - ②安心・安全に利用できる環境の整備と利用者のマナー向上のための施策を行います。
 - ③自転車のまちづくりの取組みを町内外に発信します。
- ・環境に優しい、再生可能なエネルギーの利用を促進するため、次の施策を推進します。
 - ①町の特性を活かした小水力発電導入の検討を行うとともに、公共施設の整備にあたっては、太陽光発電など再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入に努めます。
 - ②太陽光発電システムを導入する住宅軒数が増えるよう、設置費補助の充実を図ります。
- ・神奈川県が提唱する「マイアジェンダ¹⁾」への登録を事業者・町民に積極的にPRします。

¹⁾ マイアジェンダ：県民や企業、NPO、行政等が地球温暖化対策として自主的に取り組む内容を公表し、登録したもの。

《町民の取組み》

- ・不要な照明をこまめに消したり、LEDなど省エネ型電球への交換、適正な冷暖房温度の設定など、できることから実践行動します。(巻末の「省エネ家計簿」参照)
- ・自動車の利用を極力控え、公共交通や自転車等の利用、または徒歩などに転換します。
- ・「サイクルモニター制度」に協力します。
- ・「マイアジェンダ」に登録します。
- ・自治会は、家庭での節電や自転車利用促進などのPR活動に積極的に取組みます。

《事業者の取組み》

- ・省エネ製品などの普及を図ります。
- ・低公害車の導入、車両の効率的利用を図ります。
- ・アイドリングストップなどエコドライブに心がけます。
- ・「チャレンジ25キャンペーン」、「マイアジェンダ登録」などのCO₂削減活動に取組みます。

□方針2：環境負荷の少ないまちづくりを進めよう

《基本的考え方》

まちづくりには、道路や水路、建物などを計画的に配置し、そこで暮らす私たちの生活をより豊かで安全なものにする役割があります。歩行者や自転車を優先する道づくりや排ガスの発生源となる渋滞をなくす交通誘導策、クリーンエネルギーの導入など、まちづくりにおける環境負荷の軽減を進めます。

《達成目標》

○歩行者・自転車道化率（歩行者・自転車道整備延長／計画幹線道路延長）を15%以上増やす。
(平成22年度 73%(8.17km/11.265km) → 平成28年度 88%(9.885km/11.265km))

《行政の取組み》

- ・町民の日常的な交通手段として自転車の利用促進を図るため、幹線道路網を主体に安全で快適に走行できる自転車のネットワーク整備に努めます。
- ・あじさいの里北部の空き地を有効活用し、近隣の観光スポットへアクセスする広域ネットワーク拠点の整備を進めます。
- ・交通混雑の緩和や高齢弱者対策として、広域でのコミュニティバスの運行を検討します。
- ・公共施設を整備する時は、併せてクリーンエネルギー設備の導入に努めます。
- ・「サイクルモニター制度」の周知啓発に努め、自転車利用を促進します。

《町民の取組み》

- ・クリーンエネルギーの導入を検討するなど、環境に配慮したまちづくりに協力します。

《事業者の取組み》

- ・通勤での自動車利用を控えます。
- ・クリーンエネルギーの導入を検討するなど、環境に配慮したまちづくりに協力します。

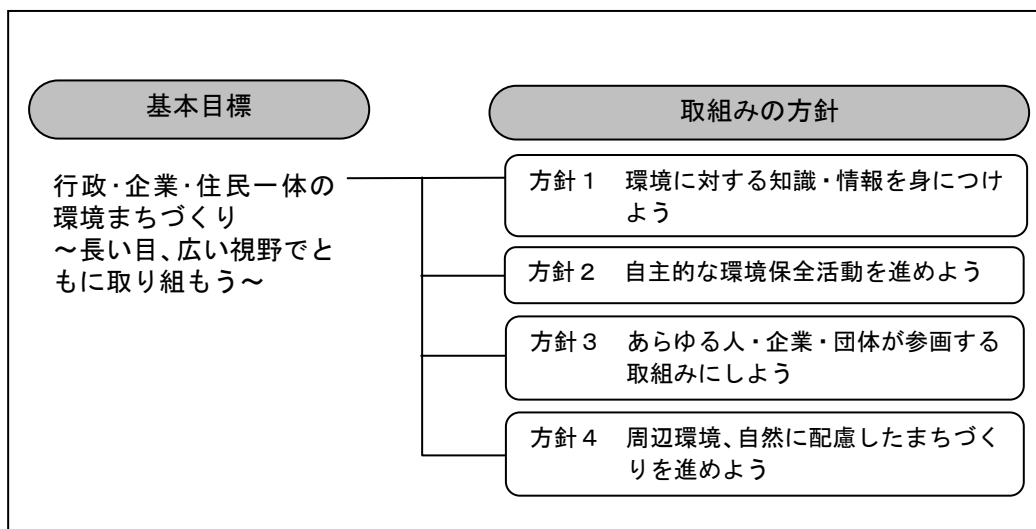
(4)行政・企業・住民一体の環境まちづくり

長い目、広い視野でともに積極的に取組もう

私たちの暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するためには、一人一人が問題意識を持ち、できることから行動を起こしていくことが大切ですが、一人一人の小さな努力が大きな動きや変化につながるまでには時間がかかります。そこで、小さいころから自然や環境問題に興味を持てるよう学習できる機会を増やし、次世代へと取組みを受け継ぐ必要があります。

私たちの生活に身近な問題から、地域を越えた環境問題や地球規模の環境問題を解決するため、町内にとどまらず、様々な立場の人々が協力・連携した取組みの輪を広げます。

図-20 「行政・企業・住民一体の環境まちづくり」基本目標と取組みの方針



□方針 1：環境に対する知識・情報を身に付けよう

《基本的考え方》

持続可能な社会を実現するためには、町民一人一人が現状を見つめ、身近な問題として、何をすべきか考えることが最初の一步となります。そのため、学校や職場、家庭などあらゆる場所で環境について知る機会を増やすとともに、正しい知識や情報を身に付け、これからの行動に活かしていくことが重要です。

《達成目標》

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| ○環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす。 | （平成 22 年度 5 回 → 平成 28 年度 10 回） |
| ○環境学習リーダーを養成する。 | （平成 22 年度 0 人 → 平成 28 年度 10 人） |

《行政の取組み》

- ・学校教育でごみの減量化や自然保護、地球温暖化やエネルギー問題などをテーマとした取組みを進めます。
- ・町民を対象とした環境に関する学習会、見学会や自然体験会などを開催します。
- ・町民や自治会及び民間の環境団体等を対象とした環境学習の場の提供や学習のための支援を行います。
- ・児童・生徒の健全な発達を促すため、学校や家庭での食生活指導や栄養指導を充実します。
- ・「きれいなまちづくり条例」をPRし、環境美化への理解と行動を促します。

《町民の取組み》

- ・自然体験などの環境学習会に参加します。
- ・環境に関する情報を積極的に活用します。
- ・自治会や民間の環境団体は、町民が取り組む環境情報の伝達に努めます。

《事業者の取組み》

- ・環境に関する情報を積極的に活用します。
- ・従業員に環境教育を進めます。
- ・町民を対象とした工場見学会や講習会等の開催に努めます。

□方針 2：自主的な環境保全活動を進めよう

《基本的考え方》

環境問題は、一個人だけの力ではどうにもならないほど大きく複雑な問題です。しかし、解決に向けての手掛かりは、私たちの身近な暮らしの中にたくさん見いだすことができます。

省エネ家計簿を使い、家庭生活における CO₂ 排出量をチェックしたり、環境調査への参加で環境に何が大きく影響しているかを自ら把握することで、自主的な環境保全活動の一層の促進を図ります。

《達成目標》

- 省エネ家計簿利用・報告人数を増やす。
(平成22年度 140人 → 平成28年度 290人)
- 「町民の自主保全活動¹⁾」への行政働きかけ件数を増やす。
(平成22年度 0件/月 → 平成28年度 5件/月)
- 町民環境調査(水質、廃棄物)や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす。
(平成22年度 96人 → 平成28年度 144人)

《行政の取組み》

- ・省エネ家計簿の利用促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置の補助申請者に利用を勧めたり、自治会を通じたPRなどを行います。
- ・地域の環境活動に関する情報を提供し、環境保全活動を推進します。
- ・町民環境調査を継続的に実施します。

《町民の取組み》

- ・省エネ家計簿を使い、生活をチェックします。
- ・環境を考える団体などの情報に目を向けます。
- ・町民による環境保全活動などに参加します。
- ・環境にやさしい製品を積極的に購入します。

《事業者の取組み》

- ・環境マネジメントシステムにより、継続的な環境保全に努めます。
- ・環境にやさしい製品づくりに努めます。
- ・商店ぐるみの「マイバック持参制度」を推進します。

¹⁾自主保全活動：マイバッグ、エコドライブ、サイクルモニター、歩行モニターキャンペーンへの参加など。

□方針3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう

《基本的考え方》

環境問題は地球全体に影響するほど大きく、また、人だけでなく地球上のあらゆる生物に関係する複雑な問題です。特に東日本大震災により発生した福島第一原発事故は深刻な電力不足や放射能汚染を引き起こし、長期且つ広範囲の地域で、私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えました。

一方、私たちは「節電へのチャレンジ」や「地域の農業・漁業による食物資源を守ること」、更には「協働で解決する」ことの重要性に気づきました。自ずと環境問題に対する関心、行動の必要性についての意識が高まりました。この貴重な経験から、町民・事業者・町（行政）がそれぞれの立場からの役割を果たし、協力して環境問題に取り組むしくみをつくります。

《達成目標》

○環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数を増やす。
(平成22年度 1,000人 → 平成28年度 1,500人)

《行政の取組み》

- ・環境シンポジウムなど町民の参加する環境学習・行動の機会を創出します。
- ・環境ボランティア登録制度について、町民や事業者の多くの参加が得られるような制度への見直しを行います。
- ・町民との協働によるまちづくりを図るため、町民とのコミュニケーションの充実を図り町民ニーズの施策への反映を図るとともに、企業やNPOなど民間団体の活動と連携・協力を進めます。また、行政との協働事業への町民参加を積極的に進めます。
- ・幅広い世代の町民が参加できるイベント等を企画し、環境に関心を持つ住民の裾野を広げます。

《町民の取組み》

- ・環境学習会に積極的に参加します。
- ・環境ボランティア登録制度に登録します。
- ・「あじさいの里親」¹⁾に登録します。

《事業者の取組み》

- ・環境学習会に積極的に参加します。
- ・環境ボランティア登録制度に登録します。
- ・従業員の環境活動への参加を推奨します。(環境奉仕の休暇制度など)
- ・「あじさい基金」²⁾に賛同、参加します。
- ・「あじさいの里親」に登録します。

¹⁾ あじさいの里親：「あじさいの里」の花の管理や清掃活動を行ってもらう住民ボランティア。

²⁾ あじさい基金：町民の共有財産である「あじさいの里」の緑あふれる田園風景を次世代に引き継ぐために実施する事業に要する経費の財源に充てるために設置された基金。

□方針4：周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めよう

《基本的考え方》

コンクリートやアスファルトで覆われたまちが日常となってきた今日、まちなかの樹木や草花、緑地などは、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれます。

都市化が進み、私たちの暮らしは便利で効率の良いものになってきましたが、今後は建物の屋上や壁面・建物周り及び公園や道路の緑化など、まちなかの緑を増やし、育てることで、私たちの生活にゆとりを創出していきます。

《達成目標》

○公園・緑地における地域住民との管理協定箇所数を増やす。
(平成22年度 12箇所 → 平成28年度 15箇所)

《行政の取組み》

- ・南部地域では、周辺環境に配慮した開発を進めます。
- ・町道の新設・改良時には、街路樹の導入を検討します。
- ・ガーデニング教室などを開催し、緑化意識の高揚を図ります。
- ・民間の協力により、あじさいの植栽を進めます。
- ・既存の樹木などを保全するしくみを検討します。

《町民の取組み》

- ・敷地の緑化やプランター設置などに努めます。
- ・近くの公園や街路樹などの維持・管理活動に参加します。

《事業者の取組み》

- ・工場や店舗の緑化に努めます。

3 みんなで優先的に取組む重点プラン

重点プランは、早急に取り組む必要があるため、このまま放っておくと町の将来に大きな影響を及ぼす課題に対する取り組みに対して、町民・事業者・町（行政）の協働により優先的に取組む事項を「重点プラン」として設定します。

平成 18 年度に策定した開成町環境基本計画では、5 つの重点プランを設定し、取り組みを行ってきました。省エネ家計簿による生活環境のチェック、町民環境調査等の住民参加による環境学習の推進など、計画通りに進展が見られた重点プランがある一方、環境ボランティア登録制度など、十分に成果が現れていないものも見られます。

そこで、計画の見直しにあたっては、これまでである一定の成果が見られるものについては、さらに一歩前進した取り組みを行う一方、成果が現れていないものについては、その原因について振り返り、制度や仕組みの再検討を行い、本町の現状にあった取り組みとしていくことが必要です。

開成町環境基本計画 2012-2016

重点プラン 1

水辺環境の保全、整備と農地の保全

（生き物にやさしい環境づくり）

本町の特徴の一つである水路は町内を網の目のように走り、人々に潤いをもたらす役割を果たします。これらの水路の生活排水流入による汚染を防止するとともに、ホタルやニホンメダカなどの水生生物にとって居心地の良い水辺の環境を保全・創出することで、私たちにとっても憩い安らげる空間を生み出し、後世へと残し、伝えていきます。また、生き物の生息地としての水田の活用も推進していきます。

～みんなで目指す平成 28 年度の姿～

- 夏の夜、水辺にはたくさんのホタルが飛び交っています。
- 水田には、これまで見られなかった小魚や昆虫が見られるようになりました。

関連指標	公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率	83%
	多自然型水路箇所数	2 箇所
	ホタル生息地箇所数	4 箇所

プロジェクト 1 河川・水路の適切な維持管理の推進

- 町は、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。
- ☆町民は、せせらぎボランティア（里親制度）に登録します。
- ☆河川・水路への不法投棄ゼロを目指し、町民・事業者・町の協働によりごみ拾いを行うなど、不法投棄防止に向けた啓発事業を行います。

プロジェクト 2 生き物の棲める水路づくり

- 町は、河川・水路の改修にあたって、生態系に配慮した整備に取組みます。
- ☆町民はホタルの乱獲防止の巡回指導など、ホタル生息地の保全・拡大に向けた取り組みを継続的に実施します。

プロジェクト 3 休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

- 町は、農地荒廃防止のため、積極的なあつせんに努めます。
- ☆農家は、ヤゴなどの水生生物が生息できる水田づくりに努めます。

重点プランの考え方を記しています。

目指すまちのイメージとそれを達成するための関連指標を記しています。この指標は「2 取組みの方針と主体別の取組み」に示した達成目標と連動しています。

○印は主に町が主体となって行う取組み、☆印は主に町民や事業者が主体となって行う取組みを記しています。

重点プラン

1

水辺環境の保全、整備と農地の保全

(生き物にやさしい環境づくり)

本町の特徴の一つである水路は町内を網の目のように走り、人々に潤いをもたらす役割を果たします。これらの水路の生活排水流入による汚染を防止するとともに、ホタルやニホンメダカなどの水生生物にとって居心地の良い水辺の環境を保全・創出することで、私たちにとっても憩い安らげる空間を生み出し、後世へと残し、伝えていきます。また、生き物の生息地としての水田の活用も推進していきます。

～みんなで目指す平成 28 年度の姿～

- 夏の夜、水辺にはたくさんのホタルが飛び交っています。
- 水田には、これまで見られなかった小魚や昆虫が見られるようになりました。

関連指標

公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率	83%
多自然型水路箇所数	2 箇所
ホタル生息地箇所数	4 箇所

プロジェクト 1 河川・水路の適切な維持管理の推進

- 町は、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。
- ☆町民は、せせらぎボランティア（里親制度）に登録します。
- ☆河川・水路への不法投棄ゼロを目指し、町民・事業者・町の協働によりごみ拾いを行うなど、不法投棄防止に向けた啓発事業を行います。

プロジェクト 2 生き物の棲める水路づくり

- 町は、河川・水路の改修にあたって、生態系に配慮した整備に取り組めます。
- ☆町民はホタルの乱獲防止の巡回指導など、ホタル生息地の保全・拡大に向けた取り組みを継続的に実施します。

プロジェクト 3 休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

- 町は、農地荒廃防止のため、積極的なあっせんに努めます。
- ☆農家は、ヤゴなどの水生生物が生息できる水田づくりに努めます。

(生ごみの減量・資源化と堆肥の利用)

平成 16 年 10 月から町では P F I 事業により「開成グリーンリサイクルセンター」を本格稼働し、幼稚園・小中学校から排出される給食生ごみと剪定枝の堆肥化を行っています。また、平成 22 年 9 月から平成 23 年 9 月まで上延沢自治会 90 世帯が生ごみ堆肥化と農産物への利用実験を実施しました。このような取組みを推進し、燃えるごみの多くの重量を占める家庭・事業所などから排出される生ごみの減量・資源化を図るとともに、生ごみ堆肥を農産物生産への利活用を図り、全世帯の生ごみ分別収集および堆肥化・野菜生産利用の資源循環システムを構築します。

～みんなで目指す平成 28 年度の姿～

- 生ごみの分別収集が複数の自治会に展開され、生ごみの堆肥化・資源化が推進されています。
- 農家・公園・菜園等で生ごみ堆肥を利用し農産物の生産をしています。
- 朝市や直売所により、町民は地元で生産される農産物を積極的に購入しています。(地産・地消)

関連指標

家庭系ごみの住民 1 人、1 日あたり排出量	700 g
ごみの資源化率	40%
燃えるごみの量	2,480 トン

プロジェクト 1 町全体で生ごみの分別収集と堆肥化の推進

- 町は、燃えるごみの減量化に向けて、上延沢自治会が実施した生ごみ分別収集堆肥化と農産物への利用実験結果を踏まえて、生ごみの分別収集と堆肥化を推進します。
- ☆町民は、生ごみの分別を積極的に実施します。

プロジェクト 2 生ごみ堆肥の活用

- 町は、公共施設などに生ごみ堆肥を積極的に活用するとともに、農家や家庭菜園などへの活用を促します。
- ☆町民は、農場や家庭菜園等で生ごみ堆肥を積極的に活用し特産品の生産を行います。

プロジェクト 3 地元農産物の販売促進と特産化

- 町は、地元農産物の直売所を設置します。
- ☆生産者は、生ごみ堆肥を活用し、安心安全な野菜の生産を実施します。
- ☆町民は、地元農産物を積極的に購入します。

重点プラン

3

地球温暖化防止対策の推進

(地球にやさしい暮らしの実現)

私たちがより便利で快適な生活を求めてきたことにより、地球規模の温暖化問題が顕在化してきました。

この問題を解決していくためには、私たち一人一人が生活や経済活動を見直し、行動していくことが重要です。私たちは東日本大震災の影響で「エネルギーがいつでも、いつまでも安定して供給される保証はない」という教訓を得ました。この危機を乗り越えるために、おそらく日本全地域で「節電にチャレンジ」という貴重な経験をしました。このチャレンジを継続して地球温暖化防止につながる施策を推進していきます。

～みんなで目指す平成 28 年度の姿～

- 協働による自転車利用促進事業が継続実施されています。
- 地球温暖化防止に積極的に取り組む町民・事業者が増えています。
- 太陽光発電システムを導入する住宅軒数が増えています。
- 全ての行政施設でCO₂排出量が削減されています。
- 再生可能エネルギーを導入した公共施設が増えています。

関連指標

町（行政）施設の温室効果ガス排出量	1,070t・CO ₂
住宅用太陽光発電システム設置補助件数（累計）	80 件
地球温暖化防止活動推進事業所数	10 事業所
CO ₂ 排出削減活動の実践者割合（人口比）	10%
省エネ家計簿利用・報告者数	290 人

プロジェクト1 「自転車のまち」の実現に向けた自転車利用促進事業の展開

- 町内におけるレンタサイクルの定着化に向けた検討を行います。
- 安心・安全に利用できる環境の整備と利用者のマナー向上のための施策を行います。（歩行者・自転車の「ゆずりあい」の看板設置など）
- 自転車・歩行キャンペーンやサイクルモニター事業を通じ、近距離の自転車利用を呼びかけます。
- 自転車のまちづくりの取組みを町内外に発信します。

プロジェクト2 家庭・事業所での地球温暖化防止運動の推進

- 町は、情報提供等を通じて、町民・事業者の取組みを推進します。
- ☆町民は、省エネ家計簿を活用したり、自動車利用の削減や自宅の緑化に努めるなど、自らできる地球温暖化防止活動を実施します。
- ☆町民・事業者は、「チャレンジ 25 キャンペーン」、「マイアジェンダ登録」に参加することで、温暖化防止に貢献します。
- ☆町民・事業者は、家庭や事業所での新エネルギー（太陽光発電など）の導入を検討します。

プロジェクト3 地球温暖化防止実行計画の推進

- 町は、行政施設の地球温暖化防止実行計画に基づき、「平成 28 年度に平成 22 年度レベルより全施設で CO₂ 排出量を 3%削減する」という目標の達成に向けて各施策を実施します。

(みんなが学び、行動できるしくみづくり)

環境問題に対する関心をさらに高め、実践行動者を増やすためには、「何から始めるのか」とか「関心のある問題についてもっと知りたい」などの学習のニーズを適確に把握する必要があります。

自らの生活が環境にどのような影響を与え、又は与えられているかに気付くきっかけを提供し、更には「自ら問題を見つけ、行動する」ためのレベルアップ学習を推進していきます。

～みんな目指す平成 28 年度の姿～

- 環境学習会、環境フェア、環境講演会等の学習参加者が増えています。
- 省エネ家計簿、町民環境調査、マイバッグ、エコドライブ、近距離自転車利用、生ごみ堆肥化事業、アジェンダ登録等のエコ実践行動者が増えています。
- 町民が取組んだ結果を掲載したり、発表する場、頻度が増えています。
- 町民が主体的、継続的に学習、調査の企画・実行できる仕組み、サポート体制ができています。
- 環境調査や環境学習会の企画・実行が町から町民主体に移っています。

関連指標

環境学習会等の開催回数 10回

環境学習会等の参加者数 1,500人

環境学習リーダー数 10人

プロジェクト1 世代別関心テーマの学習実践

○世代別学習¹⁾ニーズの把握と学習方法の企画・実施に努めます。

プロジェクト2 世代別環境学習リーダーの養成

○環境学習リーダー²⁾の任命（専門テーマの登録）制度を検討します。

☆環境学習リーダーは、基礎研修→応用研修→専門研修へのレベルアップを図ります。

プロジェクト3 学習リーダーによる環境調査・環境学習会の実施

☆町民環境調査を町民主体で継続的に実施し、環境マップの更新を図ります。

☆ごみ分別・リサイクル、エネルギー・省エネ、生活排水処理などの様々なテーマで環境学習会を町民主体で継続的に実施し、環境に関する知識や意識の向上を図ります。

¹⁾世代別学習：これから家を建てる人には「太陽光発電」、家をリフォームする人には「省エネリフォーム」など、それぞれの世代のニーズにあった情報提供など。

²⁾環境学習リーダー：町または県の環境学習講座にて基礎、応用、専門コースの所定の研修を受講し、終了とみなされた人で町長から委任を受けた者。